

令和 8 年 4 月から 水道料金を改定します。

令和 7 年 8 月 26 日（火）

津島市上下水道部管理課（堀田、川口）

電話番号 0567-55-9728（ダイヤルイン）

～市民の皆さまの生活を支える水道を守り続けるために～

<議案第 58 号 津島市上水道条例の一部改正について>

水道料金等審議会※の答申を踏まえて、水道料の額を引き上げることに伴い、9 月議会に条例の一部改正を上程する予定です。

※水道料金等審議会は、外部の学識経験者と一般及び大口使用者の市民委員で構成される組織

料金改定について

料金改定の時期 令和 8 年 4 月分の水道料金から

料金改定率 平均改定率約 2 3 % 増



津島市の上水道事業は、市民生活や社会経済活動において、重要なライフラインであります。

将来にわたって安心・安全で安定した上水道サービスを提供するためには、持続可能な財政基盤の構築が不可欠であり、この度、料金改定を実施させていただくこととなります。皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【料金改定の背景】

- ① 料金改定は平成 5 年以来 **3 2 年**ぶり
- ② **県営水道の値上げ（2 3 %）**
- ③ 老朽化する管路や施設の更新、耐震化工事の費用増加
- ④ 水需要の減少

